

## 答申審査第1号

### 答 申 書

#### 第1 審査会の結論

審査請求人が平成29年7月18日に提起した、処分庁（磐田市長）による国民健康保険税賦課決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）を棄却することが相当であるとする審査庁（磐田市長）の判断は、妥当である。

#### 第2 審理関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分が不当であるとして、本件処分の取消しを求めている。

- (1) 国民健康保険税の賦課に当たっては、資産割額の算出根拠となる土地を年度途中で売却した場合、売却後の期間について資産割額を減額調整するべきである。
- (2) そのため、この減額調整が行われずに本件処分がなされたことは、不当である。
- (3) したがって、本件処分の取消しを求めるものである。

##### 2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 本件処分における資産割額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第703条の4第8項及び第16項並びに磐田市国民健康保険税条例（平成17年磐田市条例第133号）第4条及び第8条の規定に基づき、当該年度の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に税率を掛けて算出している。  
また、当該年度の固定資産税の賦課期日は、地方税法第359条及び磐田市税条例（平成17年磐田市条例第66号）第75条に規定する当該年度の属する年の1月1日である。
- (2) したがって、年度途中で資産を売却しても固定資産税の減額はされないため、本件処分における資産割額も減額調整されない。

#### 第3 審理員意見書の要旨

##### 1 意見

本件審査請求を棄却するのが相当である。

##### 2 理由

- (1) 本件に係る法令等の規定の確認

① 地方税法第703条の4第8項及び第16項は、国民健康保険税の課税額

に関する資産割額は、資産割総額を固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に按分して算定することを規定する。

② 磐田市国民健康保険税条例第4条及び第8条は、基礎課税額に係る資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の30.00を乗じて算定することを規定し、後期高齢者支援金等課税額に係る資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の5.00を乗じて算定することを規定する。

③ 地方税法第359条は、固定資産税について、当該年度の初日の属する年の1月1日を賦課期日とする旨を規定する。

なお、磐田市税条例第75条においても、同様に規定されている。

(2) 本件処分は資産割額を減額調整すべきでない

① 本件処分に係る固定資産税の賦課期日（平成29年1月1日）現在、本件に係る土地は、審査請求人の所有となっていた事実がある。

このため、審査請求人の平成29年度分の固定資産税には、本件に係る土地が含まれており、本件処分は、当該年度の固定資産税額に対して、国民健康保険税の資産割額が課税されている。

したがって、本件処分は、法令の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら不当な点は存在しない。

② 審査請求人は、税は、所有者に掛けるべきであり、所有者に正確に掛けることで、所有していない者に税を課すべきではないと主張する。

また、資産割額は固定資産税に掛けるものであり、固定資産税は売却時点に変更すべきであり、国民健康保険税の資産割額は、固定資産税と同様に課税されるべきである旨を主張する。

しかし、上記(2)①に記載した理由から、審査請求人が主張する土地を売却した時点で変更するべきで、資産割額を減額調整すべきであるとの主張は、認められない。

(3) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 第4 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は、次のとおりである。

①	平成29年12月 1日	磐田市長からの諮問
②	平成29年12月 8日	書面による審議（第1回審査会）

#### 第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、行政不服審査法の規定に基づき適正に行われたものと認められる。

## 2 本件処分の法的根拠について

本件処分については、次のとおり法令等に基づき適正になされていることが認められる。

- (1) 国民健康保険税の課税額に関する資産割額は、第3の2(1)①に記載のとおり、土地及び家屋に係る部分の額に按分して算定することが規定されている。
- (2) その算定方法は、第3の2(1)②に記載のとおり、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に按分率を乗じて算定することが規定されている。
- (3) 固定資産税について、第3の2(1)③に記載のとおり、当該年度の初日の属する年の1月1日を賦課期日とすることが規定されている。
- (4) したがって、本件処分に係る関連する法令等の規定は、第3の2(1)に記載のとおりと認められる。

## 3 本件審査請求の当否について

- (1) 審査請求人は、本件処分について、資産割額の算出根拠となる土地を年度途中で売却した場合には、その売却後の期間についての資産割額を減額調整すべきであると主張している。
- (2) しかし、処分庁（磐田市長）は平成29年1月1日時点における土地の所有者（審査請求人）に対し、国民健康保険税の賦課決定をしているのであるから、関連法令の規定に忠実に従った処分を行っているといえることができる。
- (3) また、審査請求人の主張するような資産割額の減額調整について定めた法的根拠は存在しない。したがって、国民健康保険税につき資産割額をもって課税するに当たり納税義務者の資産の変動をより正確に反映させることは、立法政策の問題としては議論の余地があり得るとしても、現行制度の下で処分庁（磐田市長）にかかる減額調整を求めることはできないと言わざるを得ない。
- (4) その他、処分庁（磐田市長）が行った本件処分について、何ら不当な点は認められない。
- (5) よって、審査請求人の主張には理由がないものと認められるから、本件審査請求は棄却することが相当であるとする審査庁（磐田市長）の判断は、妥当であると考えられる。

磐田市行政不服審査会

佐藤 和美（会長）

沼倉 昇

長谷川 トキ

名波 公彦

安間 龍彦